

団体登録に関するよくある質問

【総論】

Q 1	名古屋市における土曜日・日曜日のクラブ活動（以下「土日クラブ活動」という。）は、学校部活動を地域の団体が学校の代わりに行う、ということか。
A 1	土日クラブ活動は、学校部活動とは異なります。地域の団体が運営主体となり、それぞれの団体が活動計画を立て、運営をしていただきます。

Q 2	中学校施設を使用して平日の学校部活動と同じ種目を実施する場合、当該学校部活動と連携する必要があるか。
A 2	土日クラブ活動は学校部活動とは異なり、また、参加者は当該学校区の生徒以外の参加も見込んでいますので、学校部活動と連携する必要はありません。

Q 3	活動団体は、名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）と活動に関する委託契約を結び、委員会から委託金を受け取るのか。
A 3	いいえ、委託契約を結ぶ訳ではありません。団体登録制です。また、活動をするにあたり、登録団体は参加費を設定していただき参加者から徴収することになります。

【登録】

Q 4	団体登録から生徒に活動情報を提供するまでの流れを教えてください。
A 4	①団体登録の手引きをご覧ください、登録申請フォームに必要事項を入力し申請してください。 ②教育委員会又は専用ウェブサイト委託業者（アスフィール株式会社）から結果が通知されます。 ③団体登録の審査通過通知及び研修動画にアクセスできるURL等が送られてきたら、登録申請した指導者及び指導補助者（以下「指導者等」という。）全員に研修動画を受講及び確認テストを受けていただきます。 ④指導者等全員が確認テストに合格しましたら、全指導者等に対し指導者認定証、団体に対し登録証と専用ウェブサイト及びアカウント通知書を送付します。 ⑤専用ウェブサイト用アカウントを使用して専用ウェブサイトにログインしていただき、活動情報を登録していただきます。 ⑥生徒は、専用ウェブサイトから活動情報を閲覧し、興味のある活動に申込みをします。申込み状況は、専用ウェブサイトから確認ができます。 ⑦活動日当日、参加申込をした生徒に活動を提供します。

Q 5	確認テストに不合格したら、指導できないのか。
A 5	確認テスト不合格となった場合は、当該研修動画を再度受講していただき、その後再び確認テストを受けていただきます。確認テストは何度でも受けることができますが、全てのテストに合格しなければ、生徒に活動を提供することはできません。

Q 6	既にスクールを展開しており、指導者が多くいるが、土日クラブ活動に従事する指導者はそのうちの一部である。それでも、指導者全員が研修動画を受講しなければならないのか。
A 6	その必要はありません。団体登録申請時にご記入いただいた指導者等のみ、研修動画を受講する必要があります。

Q 7	活動団体のスタッフは3名以上ということだが、経理や事務作業を行う者もスタッフの中に入れてもよいのか。
A 7	構いません。ただし、活動現場で指導をする指導者等は2名以上としてください。

Q 8	「名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の団体登録手引き」には、登録要件と活動要件があるが、どう違うのか。
A 8	登録要件は、団体登録を申請するための要件となりますので、団体登録要件を満たさない団体は団体登録をすることができません。一方、活動要件は、生徒に活動を提供する際の要件となりますので、活動要件を満たさない活動を生徒に提供することはできません。

【指導者】

Q 9	学校の教員を指導者として従事させようと思っている。条件はあるか。
A 9	土日クラブ活動の従事を希望する教員は、教員の担うべき業務（学習指導、生徒指導等）に専念し、心身の健康に支障がない限り、兼職兼業制度を用いて土日クラブ活動に従事できます。条件としては、勤務校の属する中学校区での活動に従事することはできません。その他従事するに当たり要件があります。詳しくは、当該教員にお尋ねください。

【参加者】

Q 1 0	参加者は名古屋市内在住の中学生ということだが、活動を実施する学校区内の生徒のみを募集し参加させることは可能か。
A 1 0	参加者の居住地域や活動場所の学校区内の生徒のみ、といった地域を限定して募集することはできません。名古屋市内在住の中学生を広く募集していただきます。

Q 1 1	主な参加者が市内在住の中学生だったら、市外の人も参加させることは可能なのか。
A 1 1	主な参加者が市内在住の中学生でしたら、市内外及び年齢問わず参加が可能です。

【参加費】

Q 1 2	参加費の金額は教育委員会が決めるのか。
A 1 2	参加費の金額は、各活動団体が決めることになります。

Q 1 3	参加費の徴収方法は。
A 1 3	参加費の徴収方法は、活動団体が決めることになります。現金払いや振込等が想定されます。なお、参加者から領収書発行の希望があった場合はご対応をお願いします。

【活動】

Q 1 4	活動は毎週定期的に行わなければならないのか。
A 1 4	定期的に行わなければならない、ということはありません。定期的に行う団体が多いことが想定されますが、体験会やトライアル、月に1回程度など各団体が自由に決めることができます。

【活動場所】

Q 1 5	活動場所に制限や指定はあるのか。
A 1 5	活動場所の制限や指定は特にありません。

【中学校施設使用】

Q 1 6	中学校施設を使用するまでの流れを教えてください。
A 1 6	中学校施設の使用申込をするためには、登録証の交付及びアカウント通知書の発行を受けている必要があります。 中学校施設申込は、専用ウェブサイトの申込ページから行います。使用したい月の2月前の1日（10月から使用したい場合は8月1日）から申込みができるようになります。

Q 1 7	実施可能種目一覧に掲載がない種目は、中学校施設で実施できないのか。
A 1 7	一覧に種目名がない場合でも実施可能です。ただし、施設の床、壁、設備及び備品等が破損又は汚損する恐れがあり、かつ使用後ただちに現状復旧できない種目については実施不可能となります。また、現に施設を使用している場合であっても、施設の使用状況によっては、今後実施不可能となる場合があります。 なお、フットサル及びバブルサッカーについては、体育館での実施は不可能です。

Q 1 8	中学校に置いてある備品は使用できるのか。
A 1 8	中学校によって使用できる備品等は異なります。貸出可能備品等一覧表をご確認ください。

Q 1 9	中学校の駐車場は使用できるのか。
A 1 9	中学校の駐車場は使用できません。公共交通機関でお越しいただくか、最寄りのパーキングをご利用ください。

Q 2 0	中学校施設の使用申込は先着順か。
A 2 0	中学校施設使用申込は、一次申込と二次申込とに分けて受け付けます。一次申込については、抽選（申込みが重複しなければ確定）にて申込を受け付けます。その後、空いている枠について、二次申込として先着順で申込を受付けます。